

令和6年度

東員町財政健全化審査意見書

東員町監査委員

東員監第21号
令和7年8月19日

東員町長 水谷俊郎様

東員町監査委員 種村拓夫

東員町監査委員 大崎昭一

令和6年度東員町財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された令和6年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

令和6年度 東員町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	比較	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— (%)	— (%)	— (%)	14.06 (%)	
② 連結実質赤字比率	— (%)	— (%)	— (%)	19.06 (%)	
③ 実質公債費比率	4.0 (%)	3.6 (%)	0.4 (%)	25.00 (%)	
④ 将来負担比率	— (%)	— (%)	— (%)	350.00 (%)	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字比率は、早期健全化基準の14.06%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字比率は、早期健全化基準の19.06%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は4.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

⑤ 今後の財政運営について

今後ともより一層、健全な財政運営を維持していくよう要望する。

また、今後も地方債発行には財政状況を十分に配慮するとともに、債務負担行為に基づく支出予定額を抑制するなど後年度負担を抑える財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。